

岡山藩における将軍回忌法要の恩赦

谷 口 真 子

はじめに

日本近世における将軍—大名—領民の政治的・社会的関係を考える政治文化論の一環として、幕藩国家権力が営む祭祀・儀礼行為の研究が近年注目されている。とりわけ武士の死とその祭祀については、歴代将軍の葬送儀礼・祭祀儀礼の考察⁽¹⁾、幕藩領主から大名家臣に至る武士の神格化の検討⁽²⁾、將軍死去時の鳴物停止の分析などがあげられる。⁽³⁾これららの研究は、將軍—大名という武家の主従関係の中で儀礼や祭祀がどのように行われているかだけではなく、領民に対していかなる影響を及ぼしているかも射程に入れている点で、政治行為と近世社会との関連を具体的に考察する

ための有益な観点を提供していると言える。

ところで将軍や大名、その近親者の葬儀や回忌法要に際し、恩赦が実施されていたことはあまり注目されていない。恩赦が法的に定められたのは文久二（一八六二）年だが、近世前期から幕府や藩によつて実施されていた。恩赦は、裁判において確定判決を言い渡され、刑の執行を受けている既決囚を対象にした「過去の赦」と、被疑者・被告人として拘禁されている未決囚を対象にした「当座の赦」の二つに分類される。⁽⁴⁾適用対象者によるこの分類とは別に、恩赦はその実施理由によつても区別される。江戸時代の場合、將軍や大名、その近親者の葬儀や回忌法要における追善供養としての「法事の赦」と、將軍宣下や日光社参、元服・官位・婚姻祝いなどの慶事における「祝儀の

赦」とが実施されていた。これらはいずれも近世において重要視されていた行事や儀礼であり、罪人の刑を軽減したり赦免したりする行為が、司法的性格と同時に政治的性格も帶びていたことがうかがえる。これまで宝永六年に行われた大赦の考察⁽⁵⁾、尾張藩における東照宮回忌法要の分析⁽⁶⁾、佐賀藩給人による赦免の考察⁽⁷⁾、恩赦からみた佐賀藩の本支藩関係の検討⁽⁸⁾、長崎奉行による恩赦の分析⁽⁹⁾が行われているが、いずれも各人の問題関心から派生した部分的考察として、単独の論考が発表されるにとどまっている。

筆者はかつて幕府による「法事の赦」と「祝儀の赦」の

関係を検討し、將軍綱吉の死去と家宣の將軍襲封を境に、

寺院を経由しない「祝儀の赦」が増加し、赦免者も増えること、恩赦対象候補者も家族による寺への嘆願に加え、担当奉行がリストアップするようになつたこと、將軍家の慶

事を祝う文脈での恩赦が比重を占めるようになつていくことを指摘した⁽¹⁰⁾。しかし、藩によつては將軍の回忌法要を行ない、その際、恩赦を実施しているところもある。その一例が岡山藩である。

岡山藩は外様大藩であるにもかかわらず、歴代將軍の死去時だけでなく回忌法要も領内の寺院で実施しており、岡山藩が自ら刑を科したりこれから刑を執行しようとする者、あるいは勾留中の者を対象に恩赦も行つていた。そこ

でこれらの恩赦について、恩赦適用者はどのような過程を経て決定されたのか、赦免は本人にどのように申し渡されたか、赦免願いを出す寺は決まつていていたのかどうか、赦免にはどのような種類があるのか、などを検討し、藩レベルにおいて將軍の死がどのような形で意識されていたのか考察したい。具体的には元禄一三（一七〇〇）年四月に行われた大猷院（三代將軍家光）五〇回忌、同年五月に実施された嚴有院（四代將軍家綱）一一回忌を主な分析対象とし、正徳三（一七一三）年に行われた文昭院（六代將軍家宣）一周忌にも言及する。

第一章 岡山藩における歴代將軍の回忌法要の

実施

江戸時代において罪はさまざまな機会に赦された。たとえば元禄一三年正月一五日には、藩主の「思召」により赦された者が八人いた。留帳には、「当春 思召有之、赦被仰付候ニ付、左之者共被 召帰、御扶持可被下旨被 仰付候、手筋之面々ヨリ可被相伝候、方付罷有候哉又ハ其身存念も有之候ハ、可為勝手次第候」とある。⁽¹¹⁾中には上月了慶のように、江戸で牧野備後守に仕官したため、召し返されたにもかかわらず帰国しない者もいた。

また同年正月には、将軍家でも喜ばしいことがあるといふ理由で、拘留中の者を出牢させたり、重罪犯を瀬戸内海に浮かぶ日生諸島にある鹿久居島へ送るにとどめたり、流人を本在へ戻すなどの措置をとつたりしている。⁽¹²⁾ 同月二一日に出牢を言い渡されたのは一一人、二七日に鹿久居島へ流されたのは三〇人（そのほとんどは盜みを働いた者）、二八日に鹿久居島へ流罪になつていた者のうち本在へ戻された者が二九人いた。

右で紹介したような、藩主の思し召しといつた予想ができない赦免とは異なり、将軍家並びに大名家の「法事の赦」は、原則として回忌法要のたびに行われた。

そもそも、將軍の死去やその回忌にともなう恩赦は、いつから藩内で実施されるようになつたのだろうか。寛永二一（一六四四）年三月二三日、「台徳院殿御遠忌ニ付而國々在々所々にても可行赦之旨、拾万石以上在所之面々江奉書遣之并在江戸拾万石以上之衆ハ阿部豊後守宅江家来招之、右之趣含之云々」という触が出されている。⁽¹³⁾ 台徳院（將軍秀忠）の一三回忌により恩赦を執行すべき旨を、一〇万石以上の大名へ申し渡しているのである。史料によれば、大名が國元にいる場合は奉書を遣わし、江戸にいる場合は、家臣が老中の阿部忠秋宅へ行つて、その内容を聞くことになつてゐる。⁽¹⁴⁾

また慶安元（一六四八）年正月二二日には、台徳院の七回忌に際し、「今度 台徳院様御遠忌御法事ニ付而、輕罪之族御赦免、依之国々在々所々におるて存其旨、可沙汰之由上意之趣、拾万石以上并壹万石以上之侍従江、自老中以奉書相触之」という触が出された。⁽¹⁵⁾ 先にみた寛永二一年の触と比較して注目されるのは、第一に輕罪の者を赦免するように申し入れていること、第二に一〇万石以上の大名のみならず、一万石以上の侍従にも触れられており、恩赦を実施する大名の範囲が広がつた。

ちなみに岡山藩主池田光政は、慶安元年正月から五月まで江戸におり、『池田光政日記』の慶安元年閏正月二日条には、「増上寺より書状給候、野村越中・佐橋文（又カ）左衛門被召帰候様ニ、愚老方より申上くれ候へと、去方より頼被申由之状、則返事、此兩人之事帰參被仕候義ハ不罷成子細候、いつかたへ召抱られ候共、少もかまい無之由申遣事」という記事がみえる。⁽¹⁶⁾ 野村越中と佐橋又左衛門の召し返し嘆願を依頼された、と増上寺から申し入れがあつたが、光政はこれを却下し、兩人はどこへ召し抱えられても構わないが、岡山への帰参は認められないと返事をしたのである。

この二人については、寛永一九（一六四二）年から元治元（一八六四）年までの間に、絶家となつた家臣名とそのことになつてゐる。

理由を書き上げた「絶蹟索隱」という史料から、彼らが正保三（一六四六）年に改易されていることがわかる。⁽¹⁵⁾野村越中は組付けされていない一五〇〇石取り、佐橋又左衛門は土肥飛驒組に属する五〇〇石取りの藩士だった。二人は早々に改易されるはずだったが、島原天草一揆の使者として派遣されていたため延期されたらしい、とある。それ以上詳しい事情は書かれておらず、なぜ光政が改易を命じたのか判然としないが、改易の二年後に、何らかのつてを頼つて増上寺経由で帰参を願い出たと考えられる。

増上寺は台徳院の墓所であり、歴代将軍の法事にともなう恩赦に際して、上野寛永寺と共に赦帳を作成し、恩赦嘆願のリストを幕府へ提出していた。両寺は、幕府による裁判で刑罰を言い渡された者については、犯罪者の親族などから恩赦嘆願を取り次ぐほか、諸大名が自己の権限で裁定を下した事件については、非公式に各藩へ打診している。おそらく台徳院一七回忌に呼応して、岡山藩で行われる恩赦の候補者として二人をあげるよう、親族あるいは関係者から増上寺が依頼されたのだろう。

しかし、このような動きとは別に、岡山藩は歴代将軍の回忌法要を領内の寺院で独自に行っていた。岡山藩池田家文庫マイクロ史料のうち、歴代将軍の法事に関する史料が残っているものを一覧にしたのが【表1】である。初代家

【表1】岡山藩で実施された歴代将軍の回忌法要一覧

将軍名	院号	菩提寺	一周忌	三回忌	七回忌	十三回忌	十七回忌	二十一回忌	二十三回忌	二十七回忌	二十九回忌	三十二回忌	五十回忌	百回忌	五百回忌	二百回忌
家康	安国院	日光山												○	○	○
秀忠	台徳院	増上寺											□	○	○	○
家光	大猷院	日光山										○	○	○	○	○
家綱	巖有院	寛永寺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
綱吉	常憲院	寛永寺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家宣	文昭院	増上寺	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
家継	有章院	増上寺	○	○	○	○	○		○	○	○	○	□	○	○	○
吉宗	有徳院	寛永寺	○	○	○	○	○	□		○	○	□	○	○	○	○
家重	惇信院	増上寺	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
家治	浚明院	寛永寺	○	○	○	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家斉	文恭院	寛永寺	○	○	○	○	○		○							
家慶	慎徳院	増上寺	○	○	○	○										
家定	温恭院	寛永寺	○	○	○											
家茂	昭徳院	増上寺	○													

○は岡山藩池田家文庫に関連史料が残っているもの

□は関連史料は残っていないが、本来はあったと考えられるもの

康から一四代家茂まで、すべての将軍の法要が幕末まで岡山藩で実施されていることがわかる。幕府では天台宗寛永寺の場合、二一回忌と二五回忌、浄土宗増上寺の場合、二三回忌と二七回忌を実施していた。岡山藩でも将軍の宗派に応じて法要を営む寺院は異なり、また何回忌の法事を実施するかも宗派によつて異なつた。三代家光（大猷院）は日光山に葬られたので、その回忌法要是家康と同じく、東照宮別当寺の利光院で行われた。上野寛永寺に葬られた四代家綱（巖有院）、五代綱吉（常憲院）、八代吉宗（有徳院）、一〇代家治（浚明院）、一一代家斉（文恭院）、一二代家定（温恭院）についても、その回忌法要是利光院で執行されている。一方、増上寺に葬られた二代秀忠（台徳院）、六代家宣（文昭院）、七代家継（有章院）、九代家重（惇信院）、一二代家慶（慎徳院）、一四代家茂（昭徳院）の法事は、すべて台崇寺で実施されている。

そして、それぞれの回忌法要ごとに法事留帳が作成された。史料は単独で残っている場合もあれば、回忌法要ごとに作成された何冊かの留帳が一包みの中に保存されている場合もある。池田家文庫マイクロフィルム版史料目録の「藩侯1」に収録されている「吉凶仏事」のほとんどの史料は、法事の際に作成されたこの種の留帳である。

第二章 大猷院五〇回忌とその恩赦

第一節 大猷院五〇回忌法要の式次第

本章では元禄一三年四月に利光院で行われた大猷院五〇回忌をとりあげる。どのような手順で法事が行われるのか、恩赦がどのような場面で言い渡されるのか、まず確認しておこう。「撮要録」によれば、利光院は東照宮の別当寺（東岳山松閣寺）で、境内は延宝二（一六七四）年に六畝一九歩を屋敷の添地として与えられたほか、宝永七（一七一〇）年六月には藩主池田綱政から備前国上道郡藤原村に三百石を寄進されている。^{〔18〕}

「大猷院様御五十回忌御法事留帳 元禄十三年」には法事の詳しい式次第が書き留められている。^{〔19〕} 法事は利光院で四月一八日から二〇日までの二夜三日にわたつて執行された。藩主の池田綱政が参勤交代で江戸に在府しており、忌中でもあることから、このとき焼香の名代はたてていな。法事は一八日の午の刻に始まり、年寄・番頭・物頭・寄合は全員、近習・医者は交代で二・四人ずつ詰めた。導師は利光院が受け持つた。読経は一八日午上刻、酉下刻、一九日寅下刻、巳上刻、酉下刻、二〇日辰上刻に行われた。法事にかかつた費用は利光院が調べて書き出してい

る。供物の加賀絹・越前小奉書、金箔・銀箔、伽羅、造花や香炉を置く机、鳥羽簾などに至るまで申請されている。

僧侶たちへは二汁五菜の料理のほか、濃茶と菓子も出され、昼には餅菓子、夜食には煮しめが出ている。年寄へも同じ料理や菓子のほか、酒・吸物が出された。伺候している家臣たちへも料理その他が出された。

法事の惣奉行をつとめたのは伊木内蔵で、任務を遂行するための一〇人の者を雇っている。法事の実施にあたっては、町奉行、横目、作事方、酒奉行、畠奉行、諸役人の刀を預かる刀奉行、記帳を担当する者など、さまざまの人間が動員された。料理も茶菓子・油・蠟燭・たばこ担当、「煮方」担当、「焼方」担当から、配膳担当まで細かく氏名が記されている。法事を行うには、僧侶が食事を取るための小屋や湯殿、武士が詰める小屋や足軽の番所、雪隠なども設置しなければならず、そのために筵や竹の簾の子などが大量に必要であった。

しかし、法事は藩の行事というだけではなかつた。料理人は町方からも賃金払い雇われているし、町惣年寄が四人、惣町代が二人詰めており、火の用心のため西中嶋町・本中嶋町・小橋町・大黒町では自身番を出している。また法事が二夜三日にわたつて行われるため、西大寺町・紙屋町・川崎町・西中嶋町・本中嶋町・小橋町は家々の前に行

灯を灯すよう命じられている。水溜桶や水担桶なども必要な分だけ町方が拠出している。

法事が終了すると、僧侶たちの前に御仕置の池田鞆負・日置猪右衛門、家老の池田佐兵衛・池田七郎兵衛、惣奉行の伊木内蔵、鉄砲頭の松尾助八郎が並び、池田鞆負と日置猪右衛門が利光院そのほかの僧侶へ挨拶をし、御布施を渡す。法事をつとめた僧侶は計二一人で、導師の利光院には銀子五枚、そのほかの僧侶には銀子一枚が与えられた。

またこの法事にあたつて、岡山藩領内だけではなく領外からも瞽女や座頭の群衆が訪れており、彼らには銀子一貫四二八匁が渡されている（内訳は、五人の勾当に一八〇匁、二人の座頭に四八匁、瞽女に一一貫二一〇〇匁）。また米五〇俵も、町方の貧者四三八人に一人二升ずつ、道心者二四人に一人二升ずつ、道心比丘尼に八升、そのほか乞食などへ配られている。

そして恩赦を言い渡される様子が史料の最後に書かれている。御徒横目に付き添われ、足軽に連れられて、牢舎の者たちが利光院の庭へ入場すると、利光院がこのたびの法事で赦免される旨を申し渡す。大目付の藤岡勘右衛門・薄田兵右衛門・森川藤七郎、寺社奉行の庄野武左衛門、並びに家老の池田作兵衛・池田七郎兵衛と惣奉行伊木内蔵、作廻方の津田佐源太も座敷でこの様子をみていた。以上が法

事の式次第である。

伊木内蔵がさまざまな部署からの書類をまとめて、「大

猷院様御五十回忌御法事留帳 元禄十三年」を市浦清七郎に提出したのは、同年五月一五日であった。法事から一ヶ月近くかかつてこの留帳を作成したことになる。

第二節 恩赦による赦免者

右でみたように、法事が営まれた寺で直接赦免を申し渡されるのは、牢舎の者であった。しかし恩赦で赦免されるのは、まだ刑が確定していない「当座の赦」の者だけではない。元禄十三年の「留帳」の項目「刑罰附宥赦」からは、この回忌法要により四月二〇日付けで、合計三一人が恩赦を適用されたことがわかる。⁽²⁰⁾その内訳は、①牢舎赦免の者九人、②鹿久居嶋へ送られた者一〇人、③牢舎人のうち追放になつた者四人、④「御国赦免」になつた者八人であつた。つまり法事最終日に利光院で赦免を申し渡された①の牢舎赦免の九人以外に、②～④の二二人の者が赦免されているのである。

また牢舎人のうち追放になつた四人には、路銭が三〇〇文ずつ与えられている。津高郡建部村の孫市は敷を盗んで欠落したあと立ち帰つたが、拳動不審であつたためみづかり牢舎になつていた。作州北部境村の新兵衛も拳動不審を注目されるのはこれらの赦免の性格である。①は勾留されているいわゆる未決囚で、「当座の赦」を適用された者である。②と③は、科されるべき本来の刑よりも減刑されて流罪や追放を言い渡された者である。それに対して④は、すでに追放などの刑が執行されたいわゆる既決囚であり、「過去の赦」を適用された者と言える。

鹿久居嶋へ送られた者のうちいくつか例をあげてみよう。磐梨郡父井村の仁兵衛は、同郡田原下村と父井村との山境争論に決着がつかない段階で、田原下村の仁左衛門が下木刈にきたのを山盜人として打ち殺した。殺人事件であるから本来ならば死罪が科されるはずだが、流罪に減刑されている。児島郡山村の仁助は給米や日雇賃金を親へ渡さず、無断で他国へたびたび出かけ、名主や五人組頭の忠告も聞かず手に余るとして、村の人別帳からはずしたいという願いが両親たちから出ていた。綱吉政権のもとで、親不孝は主人への不忠と同じく重罪とされており、岡山藩でも不孝者に磔を科しているから、鹿久居嶋送りは減刑処分であつた。

なつていた。孫市と新兵衛は共に盗みと立ち帰りの重犯、吉と彦兵衛は強盜及び強盜未遂であり、本来ならば死罪を言い渡されるところである。

なお「御国赦免」が認められた八人はいずれも、追放や欠落の罪を赦されて岡山藩に帰国することが認められた。

このように「留帳」からは三一人の恩赦が明らかになるのだが、江戸と国元の往復書簡からは、さらに他にも赦免された者がいたことがわかる。御仕置の池田鞆負・日置猪右衛門は、江戸にいる小仕置の服部図書、大小姓頭の稻川佐内・沢一学と頻繁に書状のやりとりをしていた。そのうち、国元の二人から江戸の三人宛てた書状をまとめたもののが、包紙の表書きに「四月廿日之書状三通・書付七通五月朔日届、同三日ニ返事遣 鞍負殿・猪右衛門殿より之書状」と書かれている史料である。⁽²¹⁾

書状には、利光院で大猷院五〇回忌の法事が、四月一八日から二〇日まで実施されたことが書かれたあと、(a)「此度御法事ニ付何茂願書共利光院ヲ惣封之候ニ而伊木内蔵請取、池田鞆負・日置猪右衛門江相渡」とみえるように、法事を主催した寺から赦免嘆願の願書を受け取った惣奉行は、封を閉じたままそれを御仕置の池田鞆負・日置猪右衛門へ渡し、詮議の結果が江戸へ送られて、藩主が赦免するかどうかを決定したのである。⁽²²⁾

そこで次に、この赦免嘆願について分析する。「江戸ハ、相しらべ、追而可伺上候」とみえる。

(a)には、牢舎・追放・流罪などの赦免あるいは減刑者の書付を別紙にしたためたとあり、別紙「四月廿日御法事ニ

御赦免者共書付」の内容は先に紹介した「留帳」の記述と一致する。

(b)には、法事で下々からの赦免願いの書付を利光院が受け取り、それを藩へ提出するように言つておいたので、これが出来たら調べて伺いをたてるとある。六月八日付けで、国元の日置猪右衛門・池田鞆負から江戸の服部図書、稻川左内・沢一学へ宛てた書簡には、大猷院の回忌法要に際し利光院が差し出した帳面に記された嘆願者について、用人が詮議をして意見を書き付けて差し出したところ、江戸在府中の藩主池田綱政自らが加筆して赦免が認められた者がいるとある。⁽²³⁾

「大猷院様御五十回忌御法事留帳 元禄十三年」にも、「此度御法事ニ付何茂願書共利光院ヲ惣封之候ニ而伊木内蔵請取、池田鞆負・日置猪右衛門江相渡」とみえるように、法事を主催した寺から赦免嘆願の願書を受け取った惣奉行は、封を閉じたままそれを御仕置の池田鞆負・日置猪右衛門へ渡し、詮議の結果が江戸へ送られて、藩主が赦免するかどうかを決定したのである。

願」と題する史料には、利光院から提出された赦免希望者の

の一覧、彼らに対する当局の詮議と見解、および朱書で藩の最終的な結論が記されている。次に史料の一部をかかげる。²⁴⁾

右之僉議書付 四月廿九日

一高畠久之助悴新之丞幼少ニ而死去仕候ニ付跡目断絶
仕候、御家中ニケ様之類多ク可有御座候、立帰り久
之助弟ヲ被 召出候義トハ參ル間敷候哉

〔朱書 済、辰六月五日〕

一加地七兵衛老母ニ而御座候ハ、願之通御国出入御
免可被成哉

一渡邊金左衛門世悴渡邊助兵衛義、御家久敷筋目之者
ニ御座候間、軽ク可被 召出哉

一玉虫孫九郎・片山新五左衛門兩人願之内、新五左衛

門事ハ家も替り申者之義ニ御座候間、被 召帰軽ク
御擬作可被 仰付哉、孫九郎事ハ追而御僉議可有御

入御赦免願
座哉

〔朱書 済、辰七月十二日〕

一御徒長崎角左衛門弟久内、願之通御國御赦免可被遊
候哉

一上道郡脇田村角右衛門義、牢舎御赦免難被成者と奉
存候

一西中嶋町船持惣右衛門事、追而御僉議被 仰付等ノ
被下候ハ、於拙子難有可奉存候由、元禄十三年辰四
月廿日ノ日付ニ而、利光院より伊木内蔵宛之帳面之
由ニ候

趣書写候也

一 東中嶋町馬持弥右衛門弟弥三郎事、馬頭吉右衛門と
同罪ニ付、御国御赦免之義如何可有御座候哉

〔朱書〕「済、辰六月五日」

一 宮野亀之助義、願之通ニ可被 仰付哉

史料は二つの部分からなっている。前半は法事の最終日に、利光院から法事の惣奉行伊木内蔵へ出された願書の内容を写したもの、後半は願書を詮議した結果で、四月二九日の日付が付されている。利光院から提出されて一〇日足らずで、藩ではそれぞれの罪状と嘆願内容を検討し、赦免を認めるかどうか見解を示していることがわかる。朱書で「済、辰六月五日」などとみえるのは、辰年元禄一三年の六月五日に嘆願が認められたことを示している。それに對し、朱書の書き込みがない人物は、今回の嘆願が認められなかつた者である。

最初にみえるのは、高畠久之助の二歳になる卒が死亡したため、久之助の弟に祭礼の太刀持ち御用を仰せつけ、召し出してほしいという嘆願である。これに対し、幼少で跡継ぎが死亡したことにより跡目断絶した家中は数多くいるので、久之助の弟を召し出すことはできないのではないかと記している。

七八歳になる加地七兵衛の母親については、大病を患

い、岡山から世話をしに行つたり医者を呼ぶなど不自由をしているので、御国出入りを許可して欲しいという嘆願が出されている。また宮野亀之助も、不調法から暇を言い渡されたが困窮しているので、かつての知行所で生活したいと嘆願している。二人について藩は、願いを聞き入れていのではないかという案を出しており、彼らの氏名の右肩には、朱書で「済、辰六月五日」と書き加えられている。二人がこの日に赦免されたことは、元禄一三年の「留帳」六月五日条に、「一 御国御赦免 神小左衛門知行所ニ住居 宮野亀之助 一御国出入御赦免 加地七兵衛老母 右兩人 大猷院様御五十回忌御法事之節 利光院願上候也」⁽²⁵⁾とあることからも確認できる。

加地七兵衛の母は、四月二〇日の大猷院五〇回忌法要の際に利光院から、さらに五月一日の真証院（池田綱政の室）死去の法事の際に養林寺から、ついで五月八日の嚴有院二二回忌法要でも利光院から嘆願している。⁽²⁶⁾つまり、大猷院五〇回忌で出した嘆願の採否を藩で検討している間に、本人は次の二回の法事にも寺から嘆願書を提出したのである。ここから、一度嘆願を申請すれば、あとは赦免希望者リストのようなものに自動登録されるわけではないことがわかる。

また朱書で「済、辰七月十二日」とある御徒長崎角左衛

門の弟久内についてみると、「江戸・国元往復書簡」の七月一六日付け、江戸宛ての書状に、久内の赦免が認められたことを利光院へ伝えたところ、利光院が池田主殿と日置猪右衛門の家へお礼に行つたという記事がみえる。⁽²⁷⁾

玉虫孫九郎の名は「去々年曹源寺入仏之願出候内、願之通可被仰付哉之者」として書き上げられているリストの中にもみえる。彼については、「如何体ニ成共被 召帰候様ニと一類共奉願候、但是ハ曹源寺入仏之節之願書ニハ無之、日頃一類共奉願」とあり、日頃から一類が彼の召し返しを藩へ嘆願していたことがわかる。⁽²⁸⁾

以上から、法事のときの恩赦は「当座の赦」と「過去の赦」の両方があること、藩があらかじめ赦免を決定していく者と、嘆願により赦免するかどうかを検討した者との二種類があつたと言える。

第三章 嶽有院二回忌とその恩赦

五月八日に嶽有院二回忌の法事が利光院で行われた。

元禄一三年の留帳から、①「流罪御赦免本在江御戻シ被成候者」として二人、②「牢舎御赦免鹿久居嶋へ被遣者」として一人、③「流罪御免御追放被 仰付者」として四人、④「町預ケ御赦免在所へ御入置」として一人、⑤「町并外

江罷出候儀御赦免」として一人、⑥「年々御追放被 仰付又ハ欠落仕候者願之通左之通御赦免」として六人、⑦「村私被 仰付置候者願之通本在へ左之通御戻し被成候者」として二人、の合計一七人が、法事の最終日に赦免されたことがわかる。その一覧が【表2】である。第二章で検討した大猷院五〇回忌の恩赦と比べてみると、流罪赦免、町預け赦免、村払い赦免、謹慎赦免など「過去の赦」の種類が多い。

嶽有院二回忌法要においても大猷院の回忌法要と同じく、利光院から赦免願いが藩へ提出された。一二人が赦免を願い出ている。「御法事ニ付咎人御赦願」によれば、氏名と嘆願内容の下に詮議の付け紙が付されており、その内訳は①「御赦免難被成哉」が四人、②「先日御赦免被成候」が四人、③「別紙ニ書出シ申候」が四人であつた。⁽³¹⁾

②の四人は、藩からの赦免と下からの赦免嘆願のタイミングによるものである。その一例が磐梨郡頭村甚兵衛妹ぢうである。嶽有院二回忌の法事の当日、藩はぢうに恩赦を適用し、町預けを赦免して在所へ入れ置くよう命じた。しかしその時、寺から出された願書にはぢうの名も載つていた。当日、赦免されることを知らなかつたために、上出石町の牛之助は、ぢうを昼夜にわたつて監視するのは、その日暮らしの生活に支障をきたすとして、ぢうの在所戻し

【表2】厳有院二十一回忌法事最終日の赦免者リスト

赦免内容	住所	氏名	罪状
流罪赦免の上、本在へ戻された者	邑久郡山田庄村	市六	邑久郡北地村名主才兵衛下人であるにもかかわらず、その家の娘と不義に及び一緒に抜け参りしたため流罪
	備中溝口	才八郎	同村五郎兵衛と口論して首に怪我を負わせて流罪
牢舎赦免の上、鹿久居島へ送られた者	和気郡和気村	野坂八助下人一平	布地の購入代金を支払わず、支払いを催促した織物屋の下人の喉をカミソリで切ったため牢舎
流罪赦免の上、追放された者	備中松山領日羽村	市右衛門	加々野伝助長屋に入り、衣類を盗んで流罪
	備後尾道久保村	七兵衛	大雲寺町古手屋への強盗未遂で流罪
	備中宮内	武兵衛	村山又左衛門長屋に入り、衣類を盗んで流罪
	備中庭瀬領立田村	嘉太夫	橋本町で木綿を手に木陰に隠れているところをみつかり、胡乱者として牢舎ののち流罪
町預け赦免の上、在所へ入れ置かれた者	磐梨郡頭村	甚兵衛妹ぢう	上出石町牛之助宅から衣類を盗んで逃げたが、牛之助にも不埒の儀があるため罰としてぢうを監視
町預け赦免の上、外出を許可された者	西大寺町	織屋清右衛門下人 権六郎	野坂八助下人一平に傷つけられたが、傷が平癒したため主人に身柄預け
追放者および欠落者で赦免された者	上道郡百枝月村	吉兵衛	11年前に田地をめぐる公事で不届きがあり追放
	二日市町	彦兵衛弟助吉	日置猪右衛門小人と口論・殴り合いになり、町人として不届きと判断され追放
	上道郡久保村	善次郎弟助七郎	郡会所で役人と口論して打擲され追放
	邑久郡大留村	猪兵衛	婿養子取りをめぐり養子の実父と出入りになり追放
	備中檍谷村	八兵衛	池田主水の奉公人で理由もなく欠落
村払い赦免の上、本在へ戻された者	上道郡八幡村	九助	不勝手につき養子を離別し、備中に退去
	津高郡一ノ宮村	新右衛門妻子	代官通行の際、道筋案内担当だったのにその役儀を怠り、虚偽の報告をして本人は追放、妻子は村払い
	上道郡竹原村	加兵衛妹まん	夫が不法の曲事を働き、妻のまんは村払い

岡山藩池田家文庫マイクロフィルム「留帳 元禄十三年」(TAA-020) より作成

を嘆願したのである。こうして、下からの赦免嘆願と上からの方の赦免決定に時間的ずれが生じたわけである。

③の付け紙がある四人を具体的にみると、那須清左衛門孫半左衛門が、断絶していた名跡復活と扶持米が認められ、市郎兵衛弟惣大夫と伝左衛門家内弟長兵衛は追込を赦免され、国枝平助後家は藩への帰国が認められている。最後の例は、近習で三〇〇石取りだつた国枝平助が、元禄二年に改易されたあと備中で病死したため、残された後家の帰國願いが出されたものである。改易の理由ははつきりしないが、「江戸・国元往復書簡」には、「一国枝平助義、元禄二年御改易被成候、近年 御心ニ不応候間御改易被仰付候と御留書ニ罷有候由」とあり、「平助後家不遁者」として従弟の竹腰次郎兵衛と婿の安井八左衛門の二人があがっている。⁽³³⁾しかし赦免の嘆願者は小嶋亀右衛門という人物であった。亀右衛門の実父吉崎勘兵衛が、国枝平助とりわけ親しかったという。後家からみれば、亡夫の親友の息子が帰国願いを出したことになる。

ところで、このときの法事で注目されるのは、上野寛永寺からも赦免願いが出されていたことである。「御法事ニ付咎人御赦願」にみえる「植野役者中ヨリ申来ル者共之儀」には、五人の名前と赦免嘆願の内容、それに対する見解が書かれている。⁽³⁴⁾①上山幾右衛門と②村上弥一兵衛はともに、神戸覚右衛門の母親が起こした放火事件の関係者である。「絶蹟索隱」によれば、小姓組の神戸覚右衛門の留守中、婿弥一兵衛宅にいた母くまが密通相手と逢い引きするため、この家に放火した。密夫は牢死、くまは火罪となり、覚右衛門と弥一兵衛は滞在中の江戸から出奔した。上山幾右衛門はくまの兄にあたるため、連座で扶持を召し放された。⁽³⁵⁾幾右衛門と弥一兵衛の赦免嘆願に対し、幾右衛門には浪人中によからぬ噂があること、弥一兵衛もたびたび博打をしていることなどから、用人たちには二人の召し返しに難色を示している。⁽³⁶⁾③寺西治右衛門は、元旦に若党を無礼討ちにしたため、貞享二年に江戸で改易を言い渡されている。年頭の儀式も終わっていない正月に、殺害によつて江戸屋敷を血で汚した手討ちは不適切な行動であるとみなされたのであつた。⁽³⁷⁾④児嶋弥平次は養父の惣一郎と不仲のため立ち退いたが、領分への出入りを認めて欲しいと嘆願している。しかし弥平次はそもそも備中浅口郡西六条院村の百姓の次男であり、法事を主催した藩内の利光院を差し置いて江戸の寛永寺へ嘆願を申し出したこと 자체が慮外であると判断されている。⁽³⁸⁾⑤津川与八郎は親吉大夫が病死したため扶持方を願い出たが、そもそも一人が岡山藩にいたことを覚えている者がいなかつた。

以上の件について、七月一二日に用人たちが詮議して書付を作成し、それを藩主がみた結果、史料の末尾にあるよう「右不被 仰付」としていずれの嘆願も却下するという最終判断が下された。寛永寺からの嘆願であっても、藩は領内寺院からの嘆願と同じ方法と手続きによつて、赦免するかどうかを決定していることがわかる。将軍家菩提寺経由の嘆願でも、その権威は赦免の可否に影響を及ぼすことはなかつた。

このような將軍の菩提寺からの恩赦嘆願は他藩にも例がある。たとえば加賀藩では、享保七（一七二二）年五月の有章院（七代將軍家継）七回忌で、増上寺の大僧正からの使者が、越中放生津木屋藤左衛門の追放赦免と田地下付を嘆願している。藩では藤左衛門の一件を調べたが、最終的に赦免をしたかどうかは留帳に記載がない⁽³⁷⁾。ともあれ、藩が追放刑を科した人物の赦免を、將軍菩提寺が願つた例と言つることはできよう。

第四章 文昭院一周忌とその恩赦

元禄二三年からさほど時間的に離れていない正徳二（一

七一三）年に、六代將軍家宣の一一周忌が行われた。本章では宗派の違う寺でも恩赦の手続きや言い渡し、嘆願の申請

方法などに違ひはなかつたかどうか、簡単に確認しておきたい。⁽³⁸⁾

台崇寺で行われた文昭院（家宣）一周忌法要の最終日である一〇月一四日には、牢舎を赦免され本在へ戻された者が一〇人いた。その内訳は、①知行所の木を盜伐した三人（同年二月に牢舎）、②村の御林の松の木をたびたび盜伐していた五人（同年三月に牢舎）、③田地の境を通つた後家を打擲した者（同年五月に牢舎）、④醉狂で口論や狼藉を働いた者（同年五月に牢舎）である。本来なら流罪か追放になるはずの者で、いずれも牢舎から数ヶ月の者が恩赦の適用対象となつていることがわかる。

大猷院や嚴有院と同じく文昭院の場合も、法事を主催した台崇寺から出された嘆願が認められて、後日赦免された者がいた。正徳四年の留帳によれば一四人いる。嘆願の内容はさまざまで、欠落した者の身柄引き受けを求めたものや、老母が立ち退いた息子の御国出入りを嘆願したもの、養子先を立ち退いた者の御国出入りを嘆願したもの、願つたものなどである。ここで興味深いのは、法事が営まれた台崇寺へ、別の寺を経由して嘆願を提出している例がみられることである。

佐野弥左衛門は先年追放されたが、母親が御国御免を願いでた。弥左衛門の伯父方に引き取つて世話をする旨、西

大寺町の西宝寺から願書を出して認められている。また福岡半左衛門の一〇歳になる娘は、半左衛門が改易され、半左衛門の母・姉・妻子は御国出入が認められたが、まだ御国出入が許可されていないため、大雲寺から願いが出されている。大雲寺は大雲寺町にある西山淨土宗の寺で、慶長一一(一六〇六)年に池田利隆の第一女が葬られた寺であつた。⁽⁴⁰⁾

第二章・第三章で検討した将軍の回忌法要はいずれも利光院で行われていたが、宗派の異なる台崇寺で行われた将軍の回忌法要においても、恩赦の手続きや寺からの嘆願申請などの方法は同じだったと言える。

おわりに

以上の検討から、恩赦はさまざまな性格を帯びた法的行為であつたことが明らかになつた。恩赦決定が法事の最終日か法事が終了したあとか、あらかじめ藩が恩赦を決めた者か嘆願により恩赦を決めた者か、対象者が既決囚か未決囚かなど、これらの要素の組み合わせによつて恩赦が実施されていたのである。

岡山藩で將軍回忌法要の際、実施される「法事の赦」は、恩赦が決定される日時からみると二つに分かれ。ま

ず法事の最終日に言い渡されるのは、「当座の赦」と「過去の赦」の両方であつた。彼らはいずれも藩が恩赦適用をあらかじめ決定していた者である。このうち、まだ刑が確定していない「当座の赦」の者の中で、牢舎を赦免されて在所へ返される者は、法事が営まれている寺に呼び出され、役人と僧侶の面前で赦免が言い渡された。また牢舎の者のうち、本来なら死罪や流罪になるべき者が減刑されて、流罪や追放を言い渡される者がいた。さらに、すでに流罪を執行されている者が、追放に減刑されたり赦免されて在所へ返されたりした。

次に法事終了後、法事を執行した寺から出された家族や親類などの嘆願書を、藩が検討して後日赦免を言い渡す者がいる。彼らはすでに追放や改易などを科されているか、自ら出奔・欠落・立ち退きなどにより領外へ出た者である。藩はこの種の嘆願を受理した上、恩赦を適用するのにふさわしいかどうかを調べ、最終判断を藩主に仰いだ。

したがつて、恩赦適用者の決定過程に注目すれば、藩当局が自発的に赦免適用者を選ぶ場合と、寺からの嘆願による候補者の中から赦免適用者を選ぶ場合の、二通りがあつたことになる。どちらも当局が判断しており、とくに嘆願による恩赦適用については、藩主が参勤交代で在府中の折にも江戸へ知らせていくことから、藩主の了解が必要で

あつたと考えられる。

藩の恩赦適用決定と下からの赦免嘆願申請には、時間的ずれが生じる場合があつた。寺からの嘆願を審議して、藩が恩赦適用を決定したのとすれちがいに、別の法事で再び嘆願が出される場合もあれば、藩が自発的に恩赦を決定したのを知らずに、寺から赦免嘆願が出される場合もあつた。藩では、法事のたびごとに赦免者を検討しており、赦免を望む者は毎回嘆願することが必要だつた。将軍の回忌法要による恩赦は、適用者の罪状も人数もばらばらで、將軍による特徴とか、回忌ごとによる特徴といつたものはみあたらない。法事の機会に、赦免者をそのつど藩が審議していた様子がうかがえる。

なお岡山藩で行われた將軍の回忌法要をめぐる「法事の赦」では、藩がその自分仕置の権限によつて刑罰を科した者に対して、あるいは勾留中の囚人に対して、恩赦を実施するものが原則だつた。ただし、寛永寺や増上寺から願書が出される場合もあつた。將軍家の菩提寺から赦免嘆願が出されるのは、両寺と何らかのつながりを持つてゐる者が、法事を営む岡山藩内の寺からではなく、直接寛永寺や増上寺へ願いを出したことによる。

【表1】からわかるように、岡山藩では歴代將軍の回忌法要を幕末まで行つており、その数は一〇〇回近くに及

ぶ。そしてその度ごとに、恩赦が実施されているのである。法事の際、何度も寺から赦免を嘆願する者がいることからわかるように、どの寺でいつ誰の法事が行われるのか、一般に知られていたことになる。つまり、歴代將軍の回忌法要を通じて、人々は將軍の死を悼むとはいわないまでも、少なくとも恩赦嘆願を望む者はその実施を意識していくことになろう。將軍の死去に際して、鳴物停止が実施されていたことはすでに指摘されているが、將軍の死は死去時のみならず、その後も藩の領民たちに意識され続けることになるのである。

ところで岡山藩では、元禄～正徳期にかけて藩主池田綱政（曹源寺）、その室である真証院、綱政の嫡子である吉政（寂照院）と政順（清霄院）が相前後して死亡し、葬儀や回忌法要が営まれた。本稿で明らかになつた將軍の回忌法要にみる恩赦のあり方と、大名池田家の構成員の回忌法要にみる恩赦のあり方を比較分析し、赦免人數や規模、あるいは赦免適用者の犯罪内容に違いがあるのかどうかなどを検討することは、江戸時代における恩赦の全体像を考察し、將軍家と大名家のヒエラルキーや権威が、死という局面でどのように表象されているかを考察する上で、有益であろう。そこで次は、大名家の恩赦に焦点をあてて論じたい。

註

- (1) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、一九九九年)。
- (2) 高野信治『民俗神や民族神との関係分析を通した近世武家権力の基礎的研究』(文部科学省科学研究費補助金研究成績報告書 基盤研究C、二〇〇五年)。
- (3) 中川学『近世の死と政治文化—鳴物停止令と穢』(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (4) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年)。高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』(有斐閣、一九八八年)。
- (5) 時野谷滋「折たく柴の記」に見えたる『大赦』と『獄一條』とをめぐって』『大倉山論集』第二四輯、一九八八年。
- (6) 遠山佳治「尾張藩における恩赦制と寺院—尾張東照宮別当寺院の尊寿院をめぐってー」『名古屋女子大学紀要(人文・社会編)』四六号、二〇〇〇年。
- (7) 高野信治『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、一九九七年)。
- (8) 野口朋隆「佐賀藩鍋島家における恩赦の構造と変容」『歴史学研究』八六二号、二〇一〇年。
- (9) 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』(思文閣出版、二〇一〇年)。
- (10) 拙稿「恩赦をめぐる幕府権威と仏教世界」井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』(吉川
- 岡山藩における将軍回忌法要の恩赦

弘文館、二〇〇八年)。

- (11) 岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫マイクロフィルム(早稲田大学中央図書館所蔵)「留帳 元禄十三年」(リールNO.TAA-020)。以下、史料名とリールNoのみ記す。

- (12) 鹿久居島は延宝七(一六七九)年から元禄一一(一六九八)年まで、騎馬を育成する御用牧が設置されていたところだつたが、元禄二年から藩は鹿久居島へ罪人を流すようになる。「池田家履歴略記」(TAH-002)。

- (13)(15)『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第一九巻 大成令(二)』(汲古書院、一九八二年)。

- (14) この年、岡山藩主池田光政は正月から六月まで江戸にいた

が、「池田光政日記」には何も記しておらず、「芳烈公御手留」(TAA-001)にも記事がないため、岡山藩が領内で恩赦を実施したかどうかは不明である。

- (16) 藤井駿他編『池田光政日記』(国書刊行会、一九八三年)。

- (17) 「絶蹟索隱」岡山県史編纂委員会編『岡山県史』第二四巻(岡山県、一九八一年)。

- (18) 「撮要録」卷二二(TAE-004)。

- (19) 「大猷院様御五十四回忌御法事留帳 元禄十三年」(TCE-014)。

- (20) 「留帳 元禄十三年」(TAA-020)。

- (21) 「四月廿日之書状三通・書付七通五月朔日届、同三日二返事遺 鞍負殿・猪右衛門殿より之書状」(YTE-001)。

- (22) 「江戸・国許往復書簡」(YEE-004)。

- (23) 註(19)に同じ。

(24) 「御法事ニ付咎人御赦願」(TLE-001)。

(25) (26) 註(20)に同じ。

(27) 「江戸・国元往復書簡」(YFE-001)。この書状には、久内の赦免嘆願が五月八日の嚴有院の法事の際に出されたとあるが、正しくは四月二〇日の大歓院五〇回忌法要である。二週間ほどの間に、利光院で続けて將軍家の回忌法要が行われたため、おそらく担当者が勘違いをしたのだろう。

(28) 註(24)に同じ。

(29) 曹源寺は藩主池田綱政が還暦を迎えた元禄一一(一六九八年、円山村に新たに造営させた臨済宗妙心寺派の寺で、この寺には綱政以後の歴代藩王が葬られ、池田家の菩提寺となつた。ちなみに、正徳四年に死去した綱政は曹源寺の法号を送られている。

(30) 註(20)に同じ。

(31) 註(24)に同じ。

(32) (33) 註(17)に同じ。

(34) 「江戸・国元往復書簡」(YFE-004)。

(35) 「公事場御條目等書上候帳面 中」(石井良助編『藩法集IV 続金沢藩』創文社、一九六六年)。岡山藩では赦免がない場合、留帳に書かれていない。加賀藩もおそらく赦免しなかつたのではないだろうか。

(36) 「文昭院様御一周忌御法事留帳」(TCE-018)。

(37) 「留帳 正徳四年」(TAA-024)。

(38) 『岡山県の地名』(平凡社、一九八八年)。

【付記】本稿は、一〇一〇年度早稲田大学特定課題研究助成費（研究課題名「岡山藩池田家における恩赦の基礎的研究」）による研究成果の一部である。